

建築基準法（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定について、同項の規定により当該建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

平成18年4月5日

京都市長 梶本頼兼

1 廃止に係る建築協定

(1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第2地区建築協定

(2) 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町5丁目1番地の1ほか212筆

(3) 廃止される建築協定の認可年月日及び認可番号

昭和61年10月9日第20号

2 廃止の認可年月日

平成18年3月31日

(都市計画局建築指導部指導課)